

明石市行政オンブズマンの活動状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第64条の規定に基づき、2021年(令和3年)度中における明石市行政オンブズマンの活動状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1 行政オンブズマン制度の概要

市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上を図ることを目的とし、活動しています。

2 苦情申立ての受付状況

区分	オンブズマンへの苦情申立て	苦情申立書によらないオンブズマンへの相談	事務局への相談・問い合わせ
件数	1	0	2

3 苦情申立ての処理状況

区 分		件 数
調査を終了したもの	1 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0
	2 市の業務に不備の無かったもの	3
	3 調査を打ち切り・中止したもの	0
	4 調査しないこととしたもの	0
調査継続中のもの		0

※内2件は令和2年度からの継続案件

4 苦情の申立てを端緒としたオンブズマンの発意に基づく調査の件数

2021年(令和3年)度の調査件数 0件

5 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告

2021年(令和3年)度の案件 0件

6 苦情申立ての調査結果

(1) 生活福祉課の対応について	
苦情申立ての内容	調査結果
ケースワーカーの通院に関する移送費の支給に合理性・一貫性が無い。	県外の病院での治療を希望した申立人に対する移送費（交通費）の支給内容が変わっていることについては、症状など申立人の状況に応じ、何度かの見直しを行ったものである。 見直された内容については、主治医等の医療要否意見書をふまえ、嘱託医との協議によるものであり、適切に決定されたものと認められる。
(2) 明石こどもセンターの対応について	
苦情申立ての内容	調査結果
兵庫県から市に移管された案件について、公文書公開請求をしたところ、市の職員は申立人からの請求であることなどを県に伝えた。	申立人が請求した公文書公開にあたり、非公開情報の確認のため、県の関係者に対し意見聴取を行っているが、その手続きに違法あるいは不当な点はなく、また、申立人の氏名等を県に伝えた事実も認められない。 しかしながら、申立人からの質問に対して、的確な回答ができなかったことが申立人に疑念を生じさせたことは否定できず、今後条例等の習熟に努める必要がある。
(3) 高齢者総合支援室の対応について	
苦情申立ての内容	調査結果
市と介護施設により、親名義の入所費用支払用の通帳を、申立人に無断で再発行された。	再発行による入所費用の確保は、親の利益に資することであり、やむを得ない措置であったと判断する。